

令和元年台風15号により被災されたお客さまに対するガス料金等の特別措置について

このたびの令和元年台風15号により被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当社では、被災されたお客さまからお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を行うことといたしました。本措置は被災された皆さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただくために行うものとなります。

なお、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款」に関する特別措置は、9月25日に、関東経済産業局長へ、「供給約款等以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、即日認可されたものです。

特別措置の内容

(1) ガス料金について

①2019年8月（支払期限日が2019年9月9日以降となるもの）、同年9月および同年10月検針分のガス料金について、支払期限^{*1}を1ヶ月間延長いたします。

②2019年9月9日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、お客さまが、被災が原因で、料金算定期間を通じてガスを全くご使用できなかった場合は、全くご使用しなかった料金算定期間のガスの基本料金は、申し受けません（9月9日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間のうち、被災により、ガスを全くご使用できなかった料金算定期間の基本料金にかかる特別措置となりますので、6ヶ月が上限となります）。

（例）9月のガスの検針日が9月10日、10月のガスの検針日が10月10日のお客さまが、被災が原因で、9月9日から10月11日まで、ガスを使用できなかった場合
…10月検針分の料金算定期間（9月11日から10月10日）を通じてガスを使用できなかったので、10月分のガスの基本料金は申し受けません。

(2) ガス工事費について

被災によりガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費については、2019年11月30日までにお申し込みがあった場合に、そのガス工事費は当社負担とさせていただきます。

特別措置の適用対象

令和元年台風15号に関連して災害救助法が適用された地域^{*2}にお住まいで、お申し出いただいたお客さまに適用させていただきます。

^{*1}支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

^{*2}千葉県発表の災害救助法適用地域（2019年9月12日発表）※当社供給区域外を含む

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡陸沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

お問合せ先
房州瓦斯株式会社
総務部総務課 担当：本間、高松
TEL：0470-22-2251